

HPV ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）予防接種の 費用の一部助成をします

鳴門市では、定期接種の対象年齢を過ぎて国内において自費で HPV ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）予防接種を接種したかたに、接種費用の一部を助成します。（上限設定あり、サーバリックス（2 価）とガーダシル（4 価）のみ）



助成の対象者

※①から⑥の条件をすべて満たすかた

- ①対象：平成9年4月2日生まれ～平成17年4月1日生まれ
- ②令和4年4月1日時点で鳴門市に住民登録があるかた
- ③16歳となる年度（高校1年生相当）の年度末までに HPV ワクチンの定期接種を3回接種していないかた
- ④17歳となる年度（高校2年生相当）の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でサーバリックス（2 価）又はガーダシル（4 価）の任意接種を受け、実費を負担したかた
- ⑤助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（を受けていないかた
- ⑥他の地方公共団体等から本事業と同様の目的の助成金等を受けていないかた

助成申請の期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

助成申請の方法

市健康増進課において申請（窓口申請または郵送申請）

〈必要なもの〉

- ①医療機関が発行する予防接種費用を証明することができる書類（費用を証明するものがない場合はご相談ください）
- ②母子健康手帳又は医療機関が発行する接種証明等接種を証明することができるもの
- ③助成金交付申請書（健康増進課窓口にあります）
- ④助成金請求書（健康増進課窓口にあります）
- ⑤印鑑（シャチハタ以外）
- ⑥銀行などの口座番号がわかるもの

<問い合わせ先>

鳴門市健康福祉部健康増進課
TEL 684-1206